

## 確定拠出年金の充実

### 拠出限度額の引上げ(平成16年10月実施)

○ 年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、公的年金を補完して、老後所得の確保を図るため、拠出限度額の引上げを行います。

(企業型)	他の企業年金がない場合	(月額)3.6万円→4.6万円
	他の企業年金がある場合	(月額)1.8万円→2.3万円
(個人型)	企業年金がない場合	(月額)1.5万円→1.8万円
	自営業者等	(月額)6.8万円→6.8万円

※ 厚生年金基金や適格退職年金等から確定拠出年金への制度移行に伴う原資の移換限度額も併せて撤廃します。

### 中途引出し要件の緩和(平成17年10月実施)

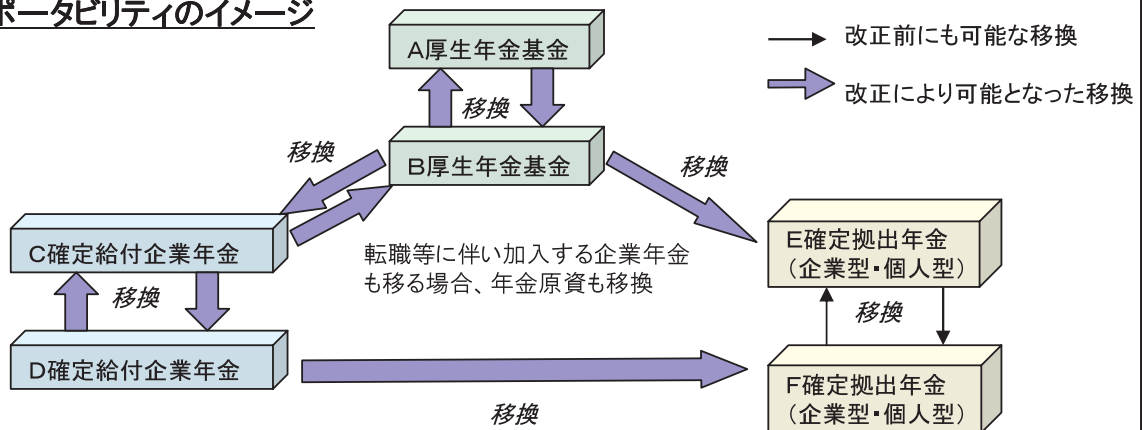
○ 資産が少額である場合に手数料で資産が減少又は滅失してしまうため、中途脱退の要件を緩和します。

## 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)

(平成17年10月実施)

- 厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とします。この移換が困難な場合は、企業年金連合会(厚生年金基金連合会を改称)で引き受け、年金として受給できる途を開きます。
- 厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金へ加入者の年金原資の資産移換を可能とします。

### ポータビリティのイメージ



(注1) 厚生年金基金連合会(改正後は「企業年金連合会」に改称)においては、改正前は厚生年金基金を脱退した場合にのみ移換の受入れが可能ですが、改正後は確定給付企業年金などとの間でも移換の受入れが可能となります。

(注2) いずれの場合も転職先企業の制度の規約において、移換の受入れが定められている場合に、本人の選択により移換することとなります。